

# 平成28年度 第1回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年4月8日(金) 15時00分から17時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (11人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
6 番委員	関川 況一郎	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	渊上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 欠席委員 (2人)

5 番委員	大串 俊實	7 番委員	古賀 健則
-------	-------	-------	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (2件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見 (1件)  
について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画の決定について (10件)

5. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	百武 一治
係 長	宮本 大樹

## 8. 会議の概要

事務局	只今から平成28年度第1回総会を開会いたします。はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	<b>【会長挨拶】</b>
局長	ありがとうございました。 本日の出席委員は13名中11名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。  それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。
議長	議事に入る前にご報告があります。 全国農業会議より表彰があり、副会長が出席をされましたのでご報告をお願いします。
副会長	4月5日に開催されました、情報会議に出席をいたしました。今回は農業新聞の普及の貢献ということで佐賀市、唐津市、江北町が佐賀県内では表彰をうけました。その後、記念講演、情報交換会があり、他県の農業委員の方々と情報交換をすることができ、貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。以上で報告とさせていただきます。
議長	これより議事に入ります。
議長	まず日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
議長	江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	それでは、8番百武委員、9番淵上委員をお願いいたします。  なお、本日の会議書記には事務局職員の宮本係長を指名いたします。
議長	それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告第1号をご覧ください。

事務局 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、2件です。

**【報告第1号、1番、2番朗読後、説明】**

事務局 以上、受付番号1番、2番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**【議案第1号、受付番号1番から5番朗読、説明】**

事務局 受付番号1番から5番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番、2番を淵上委員に、3番を武富澄男委員に、4番を北原委員に、5番を江頭利民委員にお願いします。

9番委員 受付番号1番は使用貸借の新規、2番は無償移転の案件です。大町町在住の借受人は江北が実家であり、現在、借受人の母が住まわれております。1番の農地について現地調査を行ったところ、牧草を作付けされております。2番について、田は麦を作付けされておりましたが、畑が雑草等で何もされていない

- 9 番委員 状態でした。
- 2 番委員 受付番号 3 番は賃貸借の更新の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は玉ねぎを作付されており、管理等されておりました。何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- 4 番委員 受付番号 4 番は賃貸借の更新の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、麦と玉ねぎが作付されており、管理等されておりました。何ら問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- 副会長 受付番号 5 番は賃貸借の更新の案件です。協力委員と現地調査を行いました。整備・管理されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- 議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成多数)
- 議長 賛成多数ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、日程 2、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 それでは、第 2 号の議案書をご覧ください。今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 議案 1 件です。
- 【議案第 2 号、1 番朗読、説明】**
- 以上、受付番号 1 番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可する

事務局 ことに支障はないと考えます。  
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番を百武昭弘委員をお願いします。

8番委員 受付番号は農地転用の申請ということで、協力委員と現地調査を行いました。先程、事務局より説明がありましたとおりでございます。転用農地の東側に小水路があり、他の農業者の農地がありますが営農には何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5番委員 将来の生活安定のため、売電収入を得るということですが売電の価格はどのくらいですか。

事務局 1キロワットあたり27円です。

副会長 転用農地の西側の町道との外側のフェンスですけど、どういうフェンスなのか。現在、周辺で子供が石を投げたりしているので周辺農家から相談をされております。フェンスの高さが1m40cmで、そんなに高さもないので、容易に石を投げいれたりできますので注意をしてもらわないといけないと思います。

事務局 フェンスがどういうものかは、見積もりに記載されておられませんのでどういうものかはわかりませんが、通学路でもありますので、申請人には伝えておきます。

2番委員 転用する際の通学路や宅地等の制限はないのか。

事務局 開発協議をいたしましたところ、江北町で用途区域ということで指定をしていけば用途制限ができますが、区域指定をしておりません。江北町としても住宅地が良いという意見が出ましたが、拒否することはできませんでした。

副会長 太陽光発電に対しての保険はあるのか。

事務局 資料にはございませんので、別で保険に加入されると思います。

6 番委員 パネルの下はどうなっているのか。

事務局 パネルの下は基礎をつくられます。建設残土で造成し、固定をされると思います。

2 番委員 周辺住民から反射光で苦情が来た場合はどのような対象をするのか。

事務局 その場合は協議を行い、申請地の南側の住宅には反射光はいかないようにはなっております。北側に建設途中の分譲住宅があります。パネルは南向きに傾斜はありますが、太陽が低かったりすると、分譲住宅の方に光が流れる可能性もあります。冬場にならないとわかりませんので、光があたるようでしたら遮るようにするということでした。

議長 他にありませんか。  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第 2、議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案第 3 号、朗読、説明】**

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号 1 番から 5 番を事務局に、6 番を湧上委員に、7 番を北原委員に、8 番を岸川委員に、9 番を江頭幸典委員に、10 番を江頭幸典委員

議長	と江頭利民委員にお願いします。
事務局	<p>受付番号1番です。以前は地区内の農業者が耕作をされておりましたが今回、離農されるということですので、所有者の方がこの際、売り渡したいと申出がありました。佐賀県農業公社をとおして地区内の農事組合法人に売却ということです。</p> <p>受付番号2番です。2筆売り渡すということで、それぞれ別の農業者に売却ということです。</p> <p>受付番号3番です。新規の案件ということで以前は別の農業者が耕作をされておりました。現在は麦が作付けされており、次の米から借受人が耕作をするということですので。</p> <p>受付番号4番は再設定の案件です。こちらについては問題なく作業をすすめられているということですので。</p> <p>受付番号5番は農事組合法人が管理している土地でもありますので、何ら問題はないということですので。</p>
9番委員	受付番号6番は再設定の案件です。現在は麦を作付けされており、管理状況も何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
4番委員	受付番号7番は再設定です。麦を作付けされており何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
10番委員	受付番号8番は新規の案件です。貸付人と借受人の地区が違いますが遠縁にあたるということで、貸付けるということです。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を作付けされており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
3番委員	<p>受付番号9番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。小麦が作付されており、何ら問題ないと思います。</p> <p>受付番号10番は再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いましたが無ら問題ないと思います。</p>
副会長	受付番号10番です。協力委員と現地調査を行いましたが無ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。
議長	ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方

議長

は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議長

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。

17:00 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長 .....

(議事録署名委員) 8 番委員 .....

9 番委員 .....

(会議書記) 事務局職員 .....

